

## まん延防止等重点措置実施区域の指定に伴う対策について（概要）

本県は、新規感染者数が直近1週間平均約200人、前週比1.9倍となり、国指標ステージⅢの水準に入るなど感染が急増している。今後の感染拡大を防止するため、本日まん延防止等重点措置実施区域に指定された。このことを踏まえ、国の対処方針等に基づいた対策を行う。

感染リバウンド防止対策（7/28 決定） （特措法第24条第9項等）	まん延防止等重点措置（今回適用） （特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項等）
区域：県全域	区域：県全域 （措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・姫路市）
期間：R3年8/1(日)～8/22(日) [22日間] ※まん延防止等重点措置実施区域指定までの間 （同指定を踏まえ8/1のみ適用）	期間：R3年8/2(月)～8/31(火) [30日間]
<p><b>[外出自粛]</b> ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 等</p> <p><b>[飲食店]</b> （神戸市、阪神南・阪神北地域・東播磨地域、姫路市） ○時短要請 ・ 5時～20時30分 ○酒類提供 ・ 11時～19時30分</p> <p>（北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域） ○時短要請 ・ 5時～21時30分 ○酒類提供 ・ 11時～20時30分</p> <p>（共通） ○感染対策徹底 ・酒類提供の場合の「一定の要件」の遵守 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・カラオケ設備の<u>利用自粛の協力依頼</u></p> <p><b>[多数利用施設]</b> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底（神戸市、阪神南・阪神北地域・東播磨地域、姫路市） ○<u>20時30分</u>までの時短協力依頼 （酒類提供 <u>19時30分</u>） （北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域） ○<u>21時30分</u>までの時短協力依頼 （酒類提供 <u>20時30分</u>）</p> <p><b>[イベント開催制限]</b> ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内（大声を出さない場合 100%以内） 人数上限：<u>1万人</u> ○21時までの営業時間短縮を要請</p> <p><b>[出勤抑制]</b> ○在宅勤務（テレワーク）の推進</p>	<p><b>[外出自粛]</b> ○同左</p> <p><b>[飲食店]</b> 措置区域〔同左〕 ○時短要請 ・ 5時～<u>20時</u> ○酒類提供 ・ <b>禁止</b></p> <p>その他区域〔同左〕 ○時短要請 ・ 5時～<u>21時</u> ○酒類提供 ・ 11時～<u>20時</u> ・酒類提供の場合の「一定の要件」の遵守</p> <p>（共通） ○感染対策徹底 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・カラオケ設備の<u>利用自粛の要請</u></p> <p><b>[多数利用施設]</b> ○同左</p> <p>措置区域〔同左〕 ○<u>20時</u>までの時短協力依頼（酒類提供<b>禁止</b>）</p> <p>その他区域〔同左〕 ○<u>21時</u>までの時短協力依頼（酒類提供 <u>20時</u>）</p> <p><b>[イベント開催制限]</b> ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内（大声を出さない場合 100%以内） 人数上限：<u>5千人</u> ○同左</p> <p><b>[出勤抑制]</b> ○同左</p>

「一定の要件」：アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内